

令和8年度那珂川町菊池俊男奨学金(給付型)奨学生募集要項

1 趣 旨

財団法人菊池育英会の創設者である菊池俊男氏の意志に基づき、学業成績が優秀で能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を給付して有用な人材を育成することを目的とします。

2 奨学生の資格

- (1) 那珂川町に住所を有する者の被扶養者で経済的理由によって修学困難な者
- (2) 学校教育法の規定に基づく高等学校及び大学に入学し在学する者
- (3) 品行が正しく学業が優れ、かつ、心身が健全で修学に意欲がある者

3 応募資格

(1) 学力基準 (※ 5段階評価で判断)

- ① 高校奨学生
中学校 1・2 年生の成績評定の平均値が 3.5 程度以上の者
- ② 大学奨学生
高等学校 1・2 年生の成績評定の平均値が 3.5 程度以上の者

(2) 家計基準

生計維持者（原則父母。父母がいない場合は代わって生計を維持している人（祖父母等））の収入・所得による。収入等の目安は、次の金額以内とする。

区 分	給与所得者 【収入金額(控除前)】	給与所得者以外 【所得金額】
(1) 高校（高等専門学校奨学生の例による）	880 万円以内	613 万円以内
(2) 短大・大学	803 万円以内	552 万円以内

➤ 基準額は日本学生支援機構が示す「4人世帯」とし、4人を超える場合は、収入等から1人当たり 38 万円（町営住宅使用料基準）を控除した額により判定する。

4 募集定員 10 名（令和8年度新規入学予定者）

- ・ 高等学校の学生 7 名程度
- ・ 大学生 3 名程度

5 奨学金の給付月額

- ・ 高等学校奨学生 月額 10,000 円
- ・ 大学奨学生 月額 25,000 円

※ 奨学金は、毎年度、前期（5 月）、後期（10 月）に 6 月分を一括して給付します。

※ 奨学金の返還はありません。

6 奨学金の給付期間

令和8年4月から在学する学校の正規の修業期間
(給付期間中は、毎年度末に学業成績証明書及び近況報告書の提出が必要です)。

(裏面も必ずご覧下さい)

7 給付申請の手続き

給付を希望する方は、次の書類を受付期間内に教育委員会まで提出して下さい。

	書 類	備 考
(1)	奨学金給付申請書（様式第1号）	申請者本人が申請理由を記入して下さい。
(2)	奨学生推薦書（様式第2号）	出身学校又は在学学校へ作成を依頼してください。（要校長職印）
(3)	世帯全員の住民票の写し（原本）	続柄・本籍地記入のあるもの
(4)	所得証明書（世帯住民税決定証明書） 証明年度：令和7年度（令和6年中の所得）	世帯員のうち収入のある方のもの

※町税の滞納がないことを条件といたします。

8 申請書の受付期間

令和7年9月26日（金）～ 令和7年12月10日（水）

9 奨学生の選考

選考委員会において申請内容に基づいて、那珂川町菊池俊男奨学金奨学生として適性者を選考します。なお、選考人数は、募集定員内とします。

10 奨学生の決定

奨学生として決定したときは、奨学生決定通知書により申請人本人に通知します。
なお、決定後の手続きとして「誓約書」及び「在学証明書」等の提出が必要です。

11 お問い合わせ及び申込先

那珂川町教育委員会学校教育課（那珂川町本庁舎2階）
電話 0287-92-1124

※中学生については各中学校を通して申し込むこと